

計算書類

自 令和 5年 4月 1日
第 13期
至 令和 6年 3月 31日

事業報告書
貸借対照表
損益計算書
個別注記表

一般社団法人復興支援土業ネットワーク

事業報告書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社団は、平成24年6月、東日本大震災からの復興を専門家という立場で継続的に支援したいという6名の発起人（専門分野：司法書士・公認会計士・税理士・行政書士・社会保険労務士・中小企業診断士・ファイナンシャルプランナー・心理カウンセラー・一部複数資格保有）の賛同をいただき立ち上りました。今事業年度は、令和2年1月から猛威を振るっている新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行しました。今後、法律に基づいた外出自粛の要請などはなくなり、感染対策は個人の判断に委ねられるほか、幅広い医療機関での患者の受け入れを目指すなど、3年余り続く国のコロナ対策は大きな節目を迎えました。令和5年度事業経過およびその成果は、以下の通りでございます。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族の支援活動（仙台市青葉区・利府町）

令和5年度は、ロシアのウクライナ侵攻や新型コロナウイルスといった世界の混乱が、引き続き物価を押し上げました。日米の金融政策の違いが招いた円安は、物価高に拍車をかけています。その結果、子どもと家族を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、社会的孤立に起因する課題はより深刻化しました。孤立した子育て、家庭内暴力の深刻化、ひとり親家庭や困窮世帯の生活などの課題が新型コロナウイルスの影響によりクローズアップされています。しかしこれらは感染拡大により突如現れたものではなく、以前から社会が抱えてきた課題です。

このような状況に対し、仙台市青葉区及び利府町でひとり親家庭の子供たちを一時的に預かりまして、子どもの居場所づくりを兼ねたこども食堂「心と体がリラックスする子ども食堂」として、夕食用の弁当や米・野菜・協賛企業からの食材やマスクなど日常消耗品の提供と配布、アートクラフト、アロマクラフト工作（令和5年7月まで）を主にこども造形アトリエ「アートフィールドくうか」で、令和5年10月以降は、仙台市青葉区通町にあります台湾料理店「香満樓」前と青葉区柏木にあります杜のみらい保育園前でも追加で実施しました。実施に際しては、仙台市では主に社会福祉法人仙台市社会福祉協議会や認定特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえからの助成を中心に企業団体個人からの寄付をいただきました。なお、アロマクラフト工作は、仙台会場・利府会場とも当社団の財政上の理由で、令和5年7月をもって終了させていただきました。利用されている方々には不便とおかけして申し訳ございません。

利府町でも、ひとり親家庭の子供たちを一時的に預かりまして子供達に対する絵本読み聞かせ・お絵描きや折り紙・アロマクラフト工作（令和5年7月まで）を実施しました。実施に際しては、宮城県共同募金会の「困難を抱える子どもや家族への支援活動助成事業」及び利府町社会福祉協議

会の「歳末助け合い運動」の助成を中心に、企業団体個人からの寄付を頂きました。絵を描くことは、子供が生まれて初めて挑戦する、創造性を伴った自己表現です。

子供達は、自分の言葉では表現しきれない想いを、絵を描く事を通じて伝える。創造力や発想力は、絵を描くことを通じて養われる。また、絵を描くことは論理的思考力やコミュニケーション能力などの“地頭”をよくします。仙台市青葉区では合計30回実施しました。利府町では、合計16回実施しました。仙台市及び利府町で子ども食堂開催時には、学生によるボランティアを受け入れました。

表1 仙台市「心と体がリラックスする子ども食堂」開催一覧

実施時期	タイトル及び参加人数	実施場所及び訪問地域
4月8日	心と体がリラックスする子ども食堂 20名	こども造形アトリエ「art field くうか」
4月15日	心と体がリラックスする子ども食堂 20名	こども造形アトリエ「art field くうか」
5月13日	心と体がリラックスする子ども食堂 20名	こども造形アトリエ「art field くうか」
5月20日	心と体がリラックスする子ども食堂 20名	こども造形アトリエ「art field くうか」
6月10日	心と体がリラックスする子ども食堂 30名	こども造形アトリエ「art field くうか」
6月17日	心と体がリラックスする子ども食堂 30名	こども造形アトリエ「art field くうか」
7月7日	心と体がリラックスする子ども食堂 20名	こども造形アトリエ「art field くうか」
7月15日	心と体がリラックスする子ども食堂 20名	通町 ゴスペルカフェ
8月12日	心と体がリラックスする子ども食堂 10名	通町 ゴスペルカフェ
8月19日	心と体がリラックスする子ども食堂 30名	こども造形アトリエ「art field くうか」
9月9日	心と体がリラックスする子ども食堂 30名	こども造形アトリエ「art field くうか」
9月19日	心と体がリラックスする子ども食堂 15名	通町 ゴスペルカフェ
10月14日	心と体がリラックスする子ども食堂 20名	こども造形アトリエ「art field くうか」
10月19日	心と体がリラックスする子ども食堂 25名	通町台湾料理店「香満樓」前
10月26日	心と体がリラックスする子ども食堂 25名	通町台湾料理店「香満樓」前
11月11日	心と体がリラックスする子ども食堂 20名	こども造形アトリエ「art field くうか」
11月16日	心と体がリラックスする子ども食堂 25名	通町台湾料理店「香満樓」前
11月22日	心と体がリラックスする子ども食堂 25名	通町台湾料理店「香満樓」前

実施時期	タイトル及び参加人数	実施場所及び訪問地域
12月9日	心と体がリラックスする子ども食堂 25名	こども造形アトリエ「art field くうか」
12月21日	心と体がリラックスする子ども食堂 25名	杜のみらい保育園前
12月30日	心と体がリラックスする子ども食堂 25名	通町台湾料理店「香満樓」前
1月13日	心と体がリラックスする子ども食堂 25名	こども造形アトリエ「art field くうか」
1月18日	心と体がリラックスする子ども食堂 30名	通町台湾料理店「香満樓」前
1月21日	心と体がリラックスする子ども食堂 25名	杜のみらい保育園前
2月10日	心と体がリラックスする子ども食堂 50名	こども造形アトリエ「art field くうか」
2月15日	心と体がリラックスする子ども食堂 25名	通町台湾料理店「香満樓」前
2月22日	心と体がリラックスする子ども食堂 25名	杜のみらい保育園前
3月9日	心と体がリラックスする子ども食堂 25名	こども造形アトリエ「art field くうか」
3月14日	心と体がリラックスする子ども食堂 25名	杜のみらい保育園前
3月19日	心と体がリラックスする子ども食堂 25名	通町台湾料理店「香満樓」前

表2利府町「心と体がリラックスする利府子ども食堂」開催一覧

実施時期	タイトル及び参加人数	実施場所及び訪問地域
4月14日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 45名	利府町町民文化センター「リフノス」
5月12日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 45名	利府町町民文化センター「リフノス」
6月10日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 45名	利府町町民文化センター「リフノス」
7月14日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 45名	利府町町民文化センター「リフノス」
8月4日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 25名	利府町町民文化センター「リフノス」
9月9日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 35名	利府町町民文化センター「リフノス」
10月14日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 45名	利府町町民文化センター「リフノス」
11月10日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 45名	利府町町民文化センター「リフノス」
12月8日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 60名	利府町町民文化センター「リフノス」
12月15日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 60名	利府町町民文化センター「リフノス」
1月12日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 60名	利府町町民文化センター「リフノス」
1月26日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 60名	利府町町民文化センター「リフノス」

実施時期	タイトル及び参加人数	実施場所及び訪問地域
2月10日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 60名	利府町町民文化センター「リフノス」
2月17日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 60名	利府町町民文化センター「リフノス」
3月8日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 60名	利府町町民文化センター「リフノス」
3月15日	心と体がリラックスする利府子ども食堂 60名	利府町町民文化センター「リフノス」

②ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業及び東北楽天ゴールデンイーグルス招待事業

①ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた影響により、子どもと家族を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、社会的孤立に起因する課題はより深刻化しました。今年度も、夏休みなど長期の休みは学校の給食がなくなり十分な食事がとれない子どもが一定数います。そういう子とともにその家族を対象に米や野菜・弁当・お菓子・消毒薬等提供支援を令和5年8月まで行いました。主な支援対象者は、高校生までの子どもとその兄弟、保護者。開催場所近隣に住むひとり親家庭・多子世帯を中心とする困窮子育て家庭としました。10回開催しました。8月は野球観戦で中止しました。9月以降は仙台で開催している子ども食堂として開催しました。

②東北楽天ゴールデンイーグルス招待事業

本年度は、仙台を本拠地としているプロ野球チーム「東北楽天ゴールデンイーグルス」様よりホームゲームでの招待席の寄贈が宮城県共同募金会ありました。寄贈先の意向もあり、宮城県共同募金会を通じて県内のスポーツ少年団や福祉施設、団体等を中心に広く招待することとなりました。当社団は、仙台の子ども食堂に参加されている方々にひろく声をかけ3回にわたり試合観戦を実施しました。親子連れで110名の方が試合を観戦していきました。参加者からはおおむね好評でした。

表3ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業開催回数及び参加者

実施時期	タイトル及び支援対象者数	実施場所及び訪問地域
4月18日	食料配布（フードパントリー）第1回目実施 ①子ども15名（小学生以下15名）保護者5名	①通町台湾料理店「香満樓」前
4月21日	食料配布（フードパントリー）第2回目実施 ①子ども15名（小学生以下15名）保護者5名	①通町台湾料理店「香満樓」前
4月27日	食料配布（フードパントリー）第3回目実施 ①子ども15名（小学生以下15名）保護者5名 ②子ども10名（小学生未満5名、小学生5名、中学0名 高校生0名）保護者5名	①通町台湾料理店「香満樓」前 ②三条町支援者宅前
4月28日	食料配布（フードパントリー）第4回目実施 ①子ども15名（小学生以下15名）保護者5名	①通町台湾料理店「香満樓」前
5月18日	食料配布（フードパントリー）第5回目実施 ①子ども25名（小学生未満10名、小学生10名、中学5名 高校生0名）保護者5名	①通町台湾料理店「香満樓」前

実施時期	タイトル及び支援対象者数	実施場所及び訪問地域
5月25日	食料配布（フードパントリー）第6回目実施 ①子ども15名（小学生以下15名）保護者5名	①通町台灣料理店「香滿樓」前
6月3日	食料配布（フードパントリー）第7回目実施 ①子ども15名（小学生以下15名）保護者5名	①通町台灣料理店「香滿樓」前
6月15日	食料配布（フードパントリー）第8回目実施 ①子ども15名（小学生以下15名）保護者5名 ②子ども10名（小学生未満5名、小学生5名、中学0名 高校生0名）保護者5名	①通町台灣料理店「香滿樓」前 ②三条町支援者宅前
6月22日	食料配布（フードパントリー）第9回目実施 ①子ども15名（小学生以下15名）保護者5名	①通町台灣料理店「香滿樓」前
7月7日	食料配布（フードパントリー）第7回目実施 ①子ども15名（小学生以下15名）保護者5名	①通町台灣料理店「香滿樓」前

表4 東北楽天ゴールデンイーグルス招待事業

実施時期	タイトル及び支援対象者数	実施場所
8月20日	東北楽天 VS 千葉ロッテ 60名（子ども40名 大人20名）参加	楽天モバイルパーク宮城
9月21日	東北楽天 VS 埼玉西武 20名（子ども10名 大人10名）参加	楽天モバイルパーク宮城
9月28日	東北楽天 VS オリックス 30名（子ども20名 大人10名）参加	楽天モバイルパーク宮城

③ ウクライナ避難民に対する支援の件

2022年2月24日、ウクライナへロシアが軍事侵略をしました。残念な事に、この侵略戦争は2年以上経過した今でも続いており長期化しております。令和6年3月時点で2000人程の人々がウクライナから避難して我が国に暮らしています。報道されている内容を見ますと毎日、心が痛むばかりです。今期も災害支援の団体としてウクライナから我が国に避難された方々への支援を毎月2回・第2第3土曜日に6世帯14名に対して実施しました。具体的には宮城県内に避難された6世帯に対しては、米・野菜・ミルク・消毒薬日常消耗品等の支援をしました。一日も早い戦争の終結を祈らずにはいられません。今後は、こども食堂で出た支援品を中心に支援対象者をウクライナ避難民だけでなく外国にルーツを持つ子どもたち・外国人留学生等生活に困窮している人々に対象を広げて支援を実施していきます。

④ 国土交通省住宅市場を活用した空き家対策モデル事業（色麻町）

色麻町における本事業の目的は、本事業の目的は、相続登記義務化の前に空き家に関する相談窓口を設置して町内の空き家所有者からの相談に応じ必要なアドバイスをした上で空き家バンクへの登録と相続登記完了状態等売買可能状態にする事で空き家状態解消と、空き家予備軍を出さないために、所有者に対して遺言書の作成・成年後見制度の活用などの指導を目指す。本事業の目的は、相続登記義務化の前に空き家に関する相談窓口を設置して町内の空き家所有者からの相談に応じ必要なアドバイスをした上で空き家バンクへの登録と相続登記完了状態等売買可能状態にする事で空き家状態解消と、空き家予備軍を出さないために、所有者に対して遺言書の作成・成

年後見制度の活用などの指導を目指す。今回提携する宮城県色麻町の空き家の現状は、空き家をはじめ町民の相談に応じる機関がない状態である。また、令和3年度に実施した空き家調査で空き家件数は78件、前回調査時の平成29年の空き家調査で53戸と比較して25件の増加であった。色麻町では、令和4年度に国土交通省「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」を活用して町の抱える空き家の適切な活用・除却を促進することを目的として、「地域の空き家の可能性見える化プロジェクト」を実施した。その結果、町内の空き家物件のうち相続登記されている物件とされていない物件が明確化してきた。空き家等が発生し長期間放置される要因や背景は、①所有者が特定できない。②活用や除却の意思がない又親族関係の事情等で処分困難③他者に貸す事への抵抗④地域として所有者への働きかけが難しい⑤情報・知識不足⑥市場面でのマッチングのズレ⑦法制度面での問題等が考察される。ゆえに大都市圏から色麻町に移住を志すも、町内には住める空き家がない・相続登記等世代間継承がなされない空き家等ばかりで住めない状況である。色麻町では令和4年度度の「地域の空き家の可能性見える化プロジェクト」により空き家解消後の利活用方法は判明した。しかし、住める空き家にするためには相続手続き等法制度面の問題を解消させなければならない。言い換えれば、法制度面などの問題をクリアすれば、多くの空き家を空き家バンクへの登録・売買可能状態になる。色麻町でも他の市町村同様管理不全及び老朽化と判断された空き家が散見されている。適切に管理されていない空き家は、生活環境の悪化だけでなく、地域のイメージの減退、不動産価値の低下、犯罪の誘発を招きかねない。そこで当年度は、相続登記義務化の前に町内の空き家所有者からの相談に応じ必要なアドバイスをしたうえで空き家に関する相続登記等権利関係の正常化を通じて空き家バンクへの登録と売買可能状態にする事で空き家状態解消と、空き家予備軍を出さないために、所有者に対して遺言書の作成・成年後見制度の活用などの指導を目指して実施した。そのため、通常の相談体制の構築・相談会の実施と新たな取り組みとして、空き家所有者と地域移住者希望者を対象とした空き家探検ツアーワークshopを1回実施した。建築士で宅建士の者がメイン講師となり売主・買主・貸家・借家の立場から建物を見ながら、建物を内見する際の着眼ポイントを実際に指にさしながらポイントを解説した。空き家管理には、実家が清掃業を営む行政書士が、具体的に管理方法について説明をした。

①相談会の結果は以下の通りである

- 相談会4回実施。相談件数20件 延26件
- 空き家解消2件 空き家バンク登録5件 除却見込1件 売却見込2件 遺産分割協議書作成中3件
- 空き家探検ツアーワークshop実施 1回

②主な評価は以下のとおりである

1. 色麻町と連携して、①空き家相談窓口の設置、②色麻町内で空き家問題を中心としたよろず相談を、4回開催する事ができた。③空き家抑制の為の啓発活動として、空き家冊子の配布を始め、空き家対策相談会の実施、チラシの配布、防災無線を活用した開催案内、町報への掲載や所有者に対して相談会開催案内発送を都度実施した。その結果、空き家所有者からの問い合わせや窓口相談が増加した。
2. 町では、よろず相談会を町内で開催するという事自体が初めての体験であった。空き家対

策をどの様にしたらいいのか今まで悩んでいた人たちが、一斉に相談会に参加した事は意義があった。

③今後の課題は以下の通りであります

1. 空き家のまま放置する事はまずいという事を、さらに意識付けをする必要がある。
2. 所有者不明の空き家物件をどのようにして対処していくのか。
3. 相続登記ができていない案件が多い。原因は遺族間の相続協議が難航（代襲相続人が多くて手が付けられない・ほかの相続人の行方不明などで印鑑がもらえない）が考察される。
4. 建物を解体したいが、土地の値段が安すぎるがために、土地を売却しても追加で費用支払いをしなければならない。土地の売却ができない場合、建物の解体費用に加え、固定資産税が大幅に上がるというジレンマがある。

表 5 相談会日程表

実施日/受付時間	10：00～16：00
9/18（火）	色麻町農村環境改善センター 色麻町四竈字北谷地 142 番地
11/23（土）	色麻町農村環境改善センター 色麻町四竈字北谷地 142 番地
12/2（土）	色麻町農村環境改善センター 色麻町四竈字北谷地 142 番地
1/16（火）	色麻町農村環境改善センター 色麻町四竈字北谷地 142 番地

表 6 空き家対策セミナー開催場所及び時間

実施日/受付時間	9：00～13：00
2/10（土）	空き家探検ツアー 講師：菅原一徳先生（2級建築士・宅地建物取引士） 安藤強先生（行政書士・宅地建物取引士）。色麻町内 3 か所と加美町 1 か所の空き家を訪問

⑥ 加美町空き家等相談会運営委託業務事業

加美町における本事業の目的は、空き家を不動産流通ベースに乗せる事で空き家状態解消を目指す。今回業務を受託した宮城県加美町の空き家の現状は、平成 27 年調査では 417 戸の空き家が令和 4 年調査では 456 件とさらに増加した。空き家等が発生し長期間放置される要因や背景については、①所有者が特定できない。②活用や除却の意思がない。③他者に貸す事への抵抗。が考えられるが、その他にも④地域として所有者に働きかける事が難しい。⑤情報・知識不足。⑥市場面でのマッチングのズレ。⑦法制度面での問題。等が挙げられる。加美町でも管理不全及び老朽家屋と判断された空き家が散見されている。適切に管理されていない空き家は、生活環境の悪化だけでなく、地域のイメージの減退、不動産価値の低下、犯罪の誘発を招きかねない。空き家所有者からの相談に応じ必要なアドバイスをしたうえで空き家を住宅市場に乗せ、空き家状態解消を目指す。合わせて社会的弱者や、大都市圏からの移住者が安心して住めるように空き家を活用する。地方の空き家問題の多くは少子化による人口減少と、都市部への移住による人口流出が大きな原因である。しかし課題として①何から手を付けたらよいかわからない ②どこで相談

したらよいかわからない③お金の面で不安④高齢者本人に判断能力が無い⑤親と離れて暮らす家族も動けない等の理由で条件の悪い不動産だと空き家となり、所有者が離れて住んでいる為管理が十分にされない。等があげられます。そこで、空き家の適正管理や活用（賃貸・売買）もしくは解体に至るまで様々な相談に対応するようになります。空き家は、所有者の方が住んでいた大事な「我が家」であり「資産」である。この「資産」を今後どの様に有効活用していくと良いか、どう管理していくか、共に考え所有者や地域にとってベストな対応を行いました。

①相談会の結果は以下の通りである

- ・空き家解消に関する提案
- ・相談会 4 回開催 報告 1 件
- ・空き家バンクへの登録 1 件、登録手続き中 5 件 年度累計 11 件
- ・建物解体に向けての話し合い 1 件
- ・遺産分割協議書の作成支援 4 件 ・相続登記完了 1 件

②主な評価は以下のとおりである

3. 加美町と連携して、①空き家相談窓口の設置、②加美町内で空き家問題を中心としたよろず相談を、第 1 クールで 2 回、第 2 クールで 2 回開催する事ができた。③空き家抑制の為の啓発活動として、空き家冊子の配布を始め・空き家対策相談会の実施・町内回覧板を活用しての相談会開催の告知、所有者に対して相談会開催案内発送を都度実施した。
4. 昨年度の実績を見た町民の方が、空き家対策をどの様にしたらいいのかについて、相談会に参加した事は非常に意義があった。
5. 当社団の相談会をうけて、空き家バンクへの新規登録件数と販売等に伴う解消件数が過去最大を記録した。
6. アンケート結果を見ても、相談者の関心は相続手続き終了後の空き家の除却解体の推進だけではなく、空き家の利活用を進めることにより収益をいかに得るか、その為には、どの様にして利活用を進めたらいいのかという関心が高まっている。
7. 所有者の中には、遠方にいる者もいる。今回初めて電話による相談に応じる事例が発生した。臨機応変に対応できたといえる。

③今後の課題は以下の通りであります

1. 空き家のまま放置する事はまずいという事を、さらに意識付けをする必要がある。
2. 所有者不明の空き家物件をどのようにして対処していくのか。
3. 長い間（10 年以上）放置していた空き家が多い。その結果、空き家の再活用が難しい。ゆえに空き家を処分しないといけない案件が多い。しかし、処分をするには 200 万円程費用かかる。その為土地を売却しても解体費用等を捻出できない事例が多い。
4. 事業の進捗状況についてクールの間に、予算面も含めて町と団体との間で打合せが必要である。
5. 相談件数を年度間に比較すると、令和 3 年度が相談件数 35 件・延件数 45 件、令和 4 年度が相談件数 25 件・延件数 37 件、令和 5 年度が相談件数 17 件、延件数 31 件と減少している。開催の案内が多くの方に伝わるように、案内の郵送だけなく回覧板の活用等費用削減努力を

している。令和6年4月より相続登記が義務化され違反者には罰則が適用される。空き家の放置に伴う問題点や、空き家対策の無料相談会開催を町民の方々にいかに告知していくか検討をする必要がある。

6. 5. 所有者の中には、遠方にいる者もいる。今回初めて電話による相談に応じる事例が発生した。今後、このようなケースが多くなると想定される。

表 7 加美町における相談会日程表

第1クール実施日/受付時間	10:00~13:00	
9/23(土)	中新田公民館第1研修室・第2研修室 加美町字一本杉63	
9/30(土)	やくらい文化センター大・小会議室 加美町字中原南105	
第2クール実施日/受付時間	10:00~12:00	13:00~17:00
11/18(土)	中新田公民館第1研修室・第2研修室 加美町字一本杉63	中新田公民館第1研修室・第2研修室 加美町字一本杉63
12/17(土)	中新田公民館第1研修室・第2研修室 加美町字一本杉63	

① 総会及び理事会の開催

社員総会：

令和5年6月28日（水曜日） 午前10時00分より

【報告事項】 第12期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）事業報告書報告の件

第13期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業計画

【決議事項】 書報告の件

第1号議案 第12期 貸借対照表、損益計算書及び個別注記表承認の件

第2号議案 第13期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）事業計画書承認の件

理事会：令和5年5月、7月、11月、12月、令和6年1月、3月の計6回にわたり理事会を実施。

● 令和5年5月18日

報告事項1：国土交通省空き家対策の担い手強化連携モデル事業公募（色麻町）の件

報告事項2：加美町における空き家対策事業入札応募の件

報告事項3：子ども食堂開催の件（利府町・仙台市青葉区）

報告事項5：令和4年度決算の決算数値（速報値）を報告

報告事項5：監事による年度監査の件

報告事項6：社員総会開催の件

議題

1. 国土交通省空き家対策事業応募の件

2. 加美町における空き家対策事業入札応募の件

3. 社員総会開催の件

第12期 令和5年6月28日（水曜日） 午前10時00分より

● 令和5年7月12日

報告事項1：第13期の決算完了及び納税完了の件

報告事項2：監事による年度監査の件

報告事項2：社団の現状の財政状態及び今後の見通しの件

報告事項3：空き家対策の担い手強化連携モデル事業公募（色麻町）の件

報告事項4：加美町における空き家対策事業入札応募の件

報告事項5：今後の子ども食堂の運営の件

報告事項6：ウクライナ避難民に対する食料等支援の件

議題

1. 団体の今後の運営の件

● 令和5年11月18日

報告事項1：監事による業務監査の件

報告事項2：空き家対策の担い手強化連携モデル事業（色麻町）の件

報告事項3：加美町における空き家対策事業

報告事項4：社団の現状の財政状態及び今後の見通しの件

報告事項5：仙台及び利府での子ども食堂運営の件

報告事項6：ウクライナ避難民に対する食料等支援の件

報告事項7：国土交通省空き家対策事業（Enter株式会社での空き家利活用）の件

議題

1. 団体の今後の運営の件

● 令和5年12月23日

報告事項1：仙台会場で発生した賞味期限切れの食料品配布とその対応（行政への報告・物品の回収・関係者への連絡等その後の対応状況）の件

報告事項2：仙台市及び利府町における子ども食堂について

報告事項3：加美町における空き家対策の件及び来年度の事業実施の件

報告事項4：空き家対策の担い手強化連携モデル事業（色麻町）及び、来年度の国土交通省空き家対策事業の連携市町村開拓件

報告事項5：国土交通省空き家対策事業（Enter株式会社での空き家利活用）の件

報告事項6：11月に実施した監事による業務監査に関する報告

報告事項7：ウクライナ避難民に対する食料等支援の件

● 令和6年1月17日

報告事項1：仙台会場で発生した賞味期限切れの食料品配布とその対応（行政への報告・物品の回収状況・関係者への連絡・今後の防止策）の件

報告事項2：令和6年1月1日に発生した能登沖地震とその対応の件

報告事項3：空き家対策の担い手強化連携モデル事業（色麻町）の件

報告事項4：仙台市及び利府町における子ども食堂について

報告事項5：加美町における空き家対策の件及び来年度の事業実施の件

報告事項6：色麻町における空き家対策の件及び来年度の事業実施の件

報告事項7：来年度の国土交通省空き家対策事業の件

報告事項8：国土交通省空き家対策事業（Enter株式会社での空き家利活用）の件

報告事項9：ウクライナ避難民に対する食料等支援の件

● 令和6年3月16日

報告事項1：能登半島へ災害支援員派遣の件（災害出動）

報告事項2：加美町における空き家対策の件及び来年度の事業実施の件

報告事項3：色麻町における空き家対策の件及び来年度の事業実施の件

報告事項4：今年度の国土交通省空き家対策事業（色麻町）及び来年度の事業実施（松島町）の件

報告事項5：来年度の仙台子ども食堂運営の件（連携先及び会場変更）

報告事項6：来年度の利府子ども食堂の件（開催回数増加と学習支援開始）

報告事項7：来年度の塩釜子ども食堂の件（子育てサロン開始の要素を持った子ども食堂新規開始）

報告事項8：令和6年度の事業計画、予算計画の件

報告事項9：ウクライナ避難民をはじめ外国籍にルーツを持つ子供達に対する食料等支援の件

議題：

1. 団体の今後の運営の件

2. 令和6年度の事業計画、予算計画の件（自令和6年4月1日至令和7年3月31日）事業計画
及び收支予算承認の件

② 当期の収益および支出状況

今期第13期収益状況ですが、売上高は、株式会社価値総合研究所（国土交通省事業）からの補助金収入1,033千円、加美町からの業務委託料が864千円、宮城県（子ども食堂分）300千円、仙台市社会福祉協議会から子ども食堂の運営補助金として300千円、宮城県共同募金会からの子ども食堂運営補助金が200千円、代表からの事務所使用料が572千円、その他売上322千円、合計3,391千円ありました。寄付金収入は、非常用電源他の寄付が3,527千円、むすびえからの寄付が85千円、利府町社会福祉協議会からの寄付72千円、常堅寺からの寄付50千円、その他

企業団体からの寄付が138千円、代表からの寄付が2,145千円と、その他個人の方々からの寄付が243千円あり、合計6,262千円ありました。寄付金収入のうち、子ども食堂関連の寄付金は319千円となります。売上高に寄付金収入を加えた売上高合計は、9,653千円であり前年対比5,268千円の増加でございました。雑収入は151千円ございました。

これに対して、13期での主な支出は、事業費用として主に加美町及び色麻町の空き家対策無料相談会開催、子ども食堂のため雑給が1,017千円・子ども食堂やアロマクラフト材料費が合計912千円・旅費交通費が496千円・ガソリンなどの車両費207千円・自動車保険および生命保険などの保険料229千円・税理士報酬をはじめ空き家対策のための調査としての委託費1,146千円・主に子ども食堂のお菓子代及び場所代等として会議費105千円。一方、管理費用としては、地代家賃423千円、ジャパンプラットフォームや商工会議所などの諸会費として141千円、事務所コピー機などのリース料として1,158千円、租税公課59千円がありました。

その結果、税引き後当期純利益は2,060千円となりました。

③ 来季に向けての重点項目

当社団が、翌事業年度に注力する分野は6つあります。第1に、前期に続き事業組織の構築を図ります。過去の事業年度に出した不祥事を今後出さない様にするために、団体の財政及び人材を含む内部体制の充実を図っていきます。第2に、新型コロナウイルス感染症やその後の物価高騰の影響による生活困窮に陥っている家庭の支援、具体的には弁当の配食による子ども食堂の実施・子供の憩いの場の設置・乳幼児を対象とした子育てサロン・学習支援及び生活困窮者への相談事業を実施します。利府町で学習支援を実施します。第3は、採択されたという条件付きですが、宮城郡松島町・加美郡加美町と色麻町で地域の空き家対策を実施します。第4に、ロシアによるウクライナ侵略により、我が国への避難を余儀なくされた、ウクライナ避難民支援は、子ども食堂ででた食材を活用して、無理のない範囲で実施していきます。第5に復興支援を志す専門家の発掘および連携。行政・産業団体・企業・団体・大学などと連携を図ることで被災地支援を図っていきたいと思っております。第6に令和6年1月1日に能登半島地震が発生しました。災害が発生した場合は、被災地域に可能な限り赴くようにします。第7は、塩釜市でも子ども食堂を地元に居住しているママたちの支援を受けまして毎月1回開催します。仙台では、造形スタジオアートフィールドくうかでの開催が、造形スタジオアートフィールドくうか令和6年3月までで終了しました。4月以降は、杜のみらい保育園のご支援を頂きまして、青葉区通町コミュニティセンターで毎月第3木曜日には、空手教室と居場所づくりを兼ねた子ども食堂、第4週は杜のみらい保育園前での食料配布と内容を変えて事業を開催します。

(2) 財産および損益の状況の推移（単位：千円）

項目 期別	第11期 (前期)	第12期 (当期)	第12期 (当期)
	(令和4年3月期)	(令和5年3月期)	(令和6年3月期)
経常利益（千円）	73	-2,725	2,140
当期純利益（千円）	73	-2,797	2,060
総資産（千円）	7,163	2,312	5,363
純資産（千円）	1,961	-836	1,224

(3) 主要な事業内容

被災地等における復興支援

(4) 主要な営業所および工場

本 店 宮城県仙台市宮城野区二の森2番20号

個別注記表

1. 重要な会計方針にかかる事項

①計算書類及びその附属明細書の作成基準

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

②繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しております。

③消費税および地方消費税の会計処理

税込方式を採用しております。

2. 貸借対照表の注記

①理事に対する金銭債権債務

短期金銭債務 1, 758, 185 円

3. 損益計算書の注記

令和5年度における雑給支給のうち、理事及び監事に対して支払った報酬は以下のとおりです。これらは、あくまで相談員としての報酬であり、理事及び監事としての役員報酬ではございません。

代表理事 磯脇 賢二 147, 000円

理事 五十嵐 講一 790, 000円

監事 村井 英一 18, 000円

貸借対照表(全体)

(令和6年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 領	科 目	金 領
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 產	5,344,404	流 動 負 債	1,894,731
現 金 及 び 預 金	758,413	短 期 借 入 金	1,430,000
売 掛 金	864,600	未 払 金	346,031
前 払 費 用	42,546	未 払 法 人 税 等	80,200
貯 藏 品	3,600,845	未 払 消 費 税	38,500
差 入 保 証 金	78,000		
固 定 資 產	18,831	固 定 負 債	2,244,000
有 形 固 定 資 產	1	長 期 借 入 金	2,244,000
車 両 運 搬 具	1		
投 資 そ の 他 の 資 產	18,830	負 債 合 計	4,138,731
敷 金	6,000	(純 資 產 の 部)	
保 証 金	12,830	利 益 剰 余 金	1,224,504
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,224,504
資 產 の 部 合 計	5,363,235	純 資 產 合 計	1,224,504
		負 債 ・ 純 資 產 の 部 合 計	5,363,235

損 益 計 算 書(全体)

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

(単位:円)

科 目	金 領	
【経常損益の部】		
経 常 収 益		
事 業 収 益		
売 上 高	3,391,483	
寄 付 金 収 入	6,262,135	9,653,618
財 务 収 益		
受 取 利 息	4	
雜 収 入	151,000	151,004
		9,804,622
経 常 費 用		
事 業 費 用		
役 員 報 酬	600,000	
雜 給	1,017,000	
法 定 福 利 費	141,372	
福 利 厚 生 費	6,568	
材 料 費	912,052	
広 告 宣 伝 費	742	
会 議 費	122,786	
旅 費 交 通 費	496,140	
通 信 費	148,407	
備 品 消 耗 品 費	1,000	
車両 費	207,544	
保 険 料	229,900	
委 託 費	1,146,600	
修 繕 費	153,450	
保 守 料	110,610	
諸 会 費	141,000	
荷 造 運 貨	112,449	5,547,620
管 理 費 用		
リ 一 ス 料	1,158,000	
水 道 光 熱 費	62,005	
事 務 用 消 耗 品 費	224,509	
地 代 家 貨	423,840	
租 稅 公 課	131,650	
支 払 手 数 料	50,128	
支 払 利 息	43,624	
雜 費	3,018	
雜 損 失	19,500	2,116,274

継 常 利 益		2,140,728
税引前当期純利益		2,140,728
法人税、住民税及び事業税		80,200
当 期 純 利 益		2,060,528

個別注記表

1. 重要な会計方針にかかる事項

①計算書類及びその附属明細書の作成基準

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

②繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しております。

③消費税および地方消費税の会計処理

税込方式を採用しております。

2. 貸借対照表の注記

①理事に対する金銭債権債務

短期金銭債務 1, 758, 185 円

3. 損益計算書の注記

令和5年度における報酬支給のうち、理事及び監事に対して支払った報酬は以下のとおりです。これは、あくまで相談員としての報酬であり、理事及び監事としての役員報酬ではございません。

代表理事 磯脇 賢二	147, 000円
理事 五十嵐 講一	220, 000円
監事 村井 英一	18, 000円

貸借対照表(収益事業)

(令和6年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 領	科 目	金 領
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 產	2,282,101	流 動 負 債	1,065,096
現 金 及 び 預 金	4,101	未 払 金	211,396
前 払 費 用	34,000	未 払 法 人 税 等	80,200
貯 藏 品	2,244,000	未 払 消 費 税	38,500
		短 期 借 入 金	735,000
固 定 資 產	8,831	固 定 負 債	2,244,000
有 形 固 定 資 產	1	長 期 借 入 金	2,244,000
車両運搬具	1		
投 資 そ の 他 の 資 產	8,830	負 債 合 計	3,309,096
敷 金	6,000	(純 資 產 の 部)	
保 証 金	2,830	利 益 剰 余 金	-1,018,164
		そ の 他 利 益 剰 余 金	-1,018,164
		純 資 產 合 計	-1,018,164
資 產 の 部 合 計	2,290,932	負 債 ・ 純 資 產 の 部 合 計	2,290,932

損 益 計 算 書(収益事業)

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

(単位:円)

科 目	金 領
【経常損益の部】	
経 常 収 益	
事 業 収 益	
売 上 高	693, 647
寄 付 金 収 入	4, 830, 480
	5, 524, 127
財 務 収 益	
雜 収 入	96, 000
	5, 620, 127
経 常 費 用	
事 業 費 用	
役 員 報 酬	600, 000
法 定 福 利 費	141, 372
荷 造 運 費	53, 439
福 利 厚 生 費	6, 568
会 議 費	4, 810
旅 費 交 通 費	322, 720
通 信 費	110, 759
備 品 消 耗 品 費	1, 000
車 両 費	60, 383
保 險 料	205, 490
修 繕 費	153, 450
保 守 料	60, 610
諸 会 費	141, 000
	1, 861, 601
管 理 費 用	
リ 一 ス 料	463, 202
水 道 光 熱 費	62, 005
事 務 用 消 耗 品 費	125, 879
地 代 家 費	423, 840
租 稅 公 課	131, 650
支 払 手 数 料	48, 876
支 払 利 息	43, 624
委 託 費	325, 600
雜 費	1, 668
	1, 626, 344
経 常 利 益	2, 132, 182
税 引 前 当 期 純 利 益	2, 132, 182
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	80, 200
当 期 純 利 益	2, 051, 982

監査報告

一般社団法人復興支援士業ネットワーク

代表理事 磯脇 賢二 殿

令和5年4月1日から令和6年3月31までの事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

私どもは、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記及びこれらの附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和6年6月7日

一般社団法人 復興支援士業ネットワーク

監事 村井英一 